No.	質問	回答
1	当該ﾃｷｽﾄの一部、又は全部を社内外の教育への使用、転用は宜しいでしょうか。	問題ありません。 （事務局補足） NITEの「ホームページのご利用について※」の記載内容にご同意いただいた上で、2022年のNITE講座資料であることを明記し、改変は加えずにご利用下さい。社外の方がご覧になるものへのご利用に際してはNITE講座化学物質管理事務局へご連絡下さい。 ※ホームページのご利用について https://www.nite.go.jp/homepage/policy.html
2	日本の化学物質管理制度とECHAの取組で厚労省職場における化学物質等のあり方検討会ワーキンググループ纏めにＧＨＳ　省庁間で基準の違いがあり今までのＧＨＳと新たなＧＨＳについて記載があります　今までのGHSの見直しは現実的に可能な事ですか	GHSの分類については、厚生労働省、経済産業省、環境省等の関係機関等が連携して、関係法令におけるSDS交付対象物質等の化学物質をJIS Z 7252（国連GHSをベースにした規格）に基づきGHS分類を実施し、現在までに約3,300物質のGHS分類結果を公表しております。 今年度も分類作業を進めており、取りまとまりましたら随時公表させていただく予定です。
3	ばく露測定の課題を教えていただけますか	ご質問の回答になるか分かりませんが、化審法のリスク評価にあたっては、より合理的かつ信頼性の高いリスク評価を行うために、暴露に関する情報を正確に把握する必要があります。化審法では、製造・輸入量と分類された用途情報のみで暴露評価を行っています。より詳細な暴露評価のためには事業者等のヒアリングが必要となっています。
4	PETプリフォームはボトルへのブロー成型として変形されるのますが、これは化学物質、製品のどちらへ分類されますか。	プリフォームについては、PETボトル成形段階で形状が変化するものであることから、化学物質として取り扱われます。
5	現在　BAT値設定の対象物質は何種類ありますか？	BAT報告は第一種特定化学物質が副生し含有されている場合に行うものですので、その対象は第一種特定化学物質であり、現在は３４物質群となります。

No.	質問	回答
6	デクロランプラス、UV328などの案件発生やリアルタイムに近い形で推移を把握するには、どのようにすれば良いでしょうか。	公表情報としてはストックホルム条約のHPをまずはご確認ください。 http://www.pops.int/ 経産省HP https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html
7	質問：副生一特について　　副生一特が生成する化学品を国内から仕入れて、自社で貯蔵して、更に他社向けに出荷する場合、BAT申請の対象とはならないと思いますが、貯蔵する行為について、どのようなことに注意すればよいでしょうか。仕入れ時には、サプライヤーからPCB分析結果を入手する予定です。	ご認識のとおり、貯蔵のみで、副生一特を含む化学物質を製造、輸入しているわけではない場合は、貴社がBAT報告をする必要はありません。 貯蔵に際しては、製造元が発行するSDS等を参考に対応いただくことになると思います。
8	PFHxSについてストックホルム条約の発行から1年以内に日本の対応策が提案される認識で宜しいでしょうか？	PFHxSについてはすでに化審法での検討を開始しています。 経済産業省HPで今後のスケジュールをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/pdf/222_03_00.pdf
9	BAT報告製品は、遠い将来に第一種特定化学物質に指定される可能性はあるのでしょうか？	BAT報告はすでに第一種特定化学物質として指定された物質が副生、含有されていた場合に行うものです。
10	少量新規と少量中間物等の審査制度の差はなんでしょうか？	少量新規は試験データ等による審査をせずに製造輸入予定数量、用途情報から環境排出量１トン以下であることが確認された場合に、製造輸入が可能となる制度です。毎年、申出、確認を受ける必要があり、複数の申出者がいた場合は申出量通りに確認が受けられないこともあり得ます。 一方、少量中間物は中間物等確認制度の一つであり、申出物質の取扱方法から環境放出がほぼ見込まれないことを確認するものですが、製造輸入予定数量が年間１トン以下の場合、少量中間物として事前確認等の手続きを簡略化しています。毎年度実績報告は必要ですが、一度確認を受けると後年も継続して製造輸入が可能です。

No.	質問	回答
11	先ほどのご説明の再確認です。酸素と水素を化学反応させて得られた水は、化審法の規制対象ということになりますか。	化学反応を意図的に起こさせて得られている場合は基本的に化審法の対象となる化学物質ということになりますが、水については届出等求めていません。
12	ライド34のBAT報告について質問させて下さい。報告事項の1つに「今後の検討課題」とありますが、もし事例があればご教示お願いします。仮に検討結果がまとまった時点で、三省へ報告する等の必要があるという理解でしょうか？	今後の検討課題は必ず記載していただく必要があるものではありませんが、利用可能な最良の技術により、できる限り含有を低減するというBATの考え方を踏まえて、低減方策として採用可能性を検討する技術等がある場合に記載をお願いしています。
13	新規物質届出の際の毒性試験で分解物由来の毒性がみられた場合は試験物質全体に毒性があるとみられますか？	新規化学物質として届出された物質が自然環境中で分解するものであった場合はその変化物の分解性、蓄積性、毒性を確認することとなり、変化物に毒性が認められた場合は、化審法における判定では届出物質の判定結果として毒性の疑いありということになります。
14	第一種特定化学物質を含有している成形品（政令指定製品の対象外）を輸入する場合は、化審法の規制対象外という認識で合っていますでしょうか？	成形品の場合は、当該製品が政令指定されていなければ輸入禁止の対象ではありません。 なお、第一種特定化学物質を使用している製品として実績のあるものは基本的に政令指定の対象としています。
15	スライドP13では輸入について示されておりますが、国内にて製造されたものに関しても同様なのでしょうか。	国内で塗料等を製造する場合は、その原料となる化学物質を製造、輸入することが必要ですので、その段階で化審法の届出等が必要になります。
16	特一の含有の有無が確認されない泡消火剤については、消火剤タンクがある事業者に対応の責任があるのか？消火薬剤取り扱い業者対応の責任がるのか	PFOS、PFOAを使用した泡消火薬剤等については取扱いに係る技術基準が設けられています。 当該基準の遵守義務は、業として消火薬剤等を使用する者、その他業として消火薬剤等を取り扱う者になります。 該当するのは、消防機関、消防設備の点検事業者、石油コンビナートの自衛防災組織等であり、消火設備を設置しているだけの事業者は該当しません。
17	BAT申請について、最新情報はどこで入手できますか？	経済産業省HPを参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_history.html

No.	質問	回答
18	化審法の天然物の基準についての質問です。ガラス繊維強化プラスチックなどで、樹脂中のガラス繊維について化審法番号を記載せず化審法の対象外とみなしているSDSが業界で一般的なようですが、化審法運用の「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」に該当しないものという天然物の判断基準から厳密には外れているように思います。Q&Aでもう少し天然物の判断基準について補足をして頂きたいです。あるいは、上述のガラス繊維は別の理由で化審法の対象外と判断されうるのでしょうか。	化管法等によらないSDSの記載については作成者の判断によりますが、ガラス繊維については、その製造の際に何らか化学反応が起きている場合は化審法の対象となります。
19	PFOA関連物質を第一種特定化学物質に指定予定とのことですが、施行日を教えていただけますでしょうか。	令和５年施行を前提に政令改正の準備を進めていますが、具体的な時期は未定です。
20	BAT申請には有効期限がありますか。	BAT報告はあくまでも報告ですので有効期限はありませんが、低減方策等、内容を変更する必要が生じた場合はあらためて報告をお願いします。
21	第二種特定化学物質の検討状況などは、どこで確認できますでしょうか？	優先評価化学物質のリスク評価については化学物質審議会安全対策部会の情報をご覧ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/index.html
22	BAT報告の考え方は日本国内だけではなく、グローバル（POPｓ）でもありますでしょうか？	BATの考え方は海外でも採用されており、POPs条約においても特に附属書C掲載の非意図的な生成物の排出抑制等において導入されています。
23	市場から回収した製品を再生する（マテリアルリサイクルする）場合、化審法の製造に該当しますでしょうか？	国内で破砕等をしただけの素材は、さらに化学反応を起こさせていなければ化審法において化学物質の製造には該当しませんが、海外からリサイクルのペレット、フレーク等を輸入する場合は、化審法において化学物質の輸入に該当する可能性があります。

No.	質問	回答
24	質疑応答で挙がったPETプリフォームのボトルへのブロー成型は、化審法上の化学物質に該当するかの判定がグレーゾーンで、スライドP.12で卵パックに加工する樹脂シートは明確に化学物質に該当すると記載されております。この違いはどういったところにあるのでしょうか？	質疑応答の際にはプリフォームがある程度の固有の形状を持ったものであることから確認後回答するとしましたが、使用段階（PETボトルの製造段階）で形状の変化があることから化学物質として取り扱われます。 したがって、卵パックの成形材料であるシートと同じです。
25	第一種特定化学物質にSCCPが指定されており、日本ではMCCP輸入・製造時にはSCCP分析が必須だと思いますが、LCCP製造・輸入時にもSCCP分析は必須となるのでしょうか？	副生するSCCPについてBAT報告を求めているのはMCCPのみですので、LCCPについて分析をしていただく必要はありません。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/class1specified/190329bat_oshirase.pdf
26	製品の材料を長期間保有していた場合、POPsで新たに対象となった物質を含有していた場合は、その材料は使用できなくなるとの認識であってますでしょうか。	製品の材料が化学物質であるという前提で回答します。 POPs条約の対象となり、国内においても化審法第一種特定化学物質として指定された場合、その物質を含有する化学物質を製品製造等で使用することは第一種特定化学物質の使用に該当するため、基本的に禁止されます。 ただし、PFOA等については、BAT報告以前に製造等されたものについて、BAT報告と同様の低減方策が行われている場合は、第一種特定化学物質として取り扱わないという運用をしていますので、この場合使用することが可能です。